

## 三田市附属機関等の適正な設置等に関する要綱

三田市附属機関等の適正な設置等に関する要綱（平成21年4月1日施行）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の執行機関（以下「執行機関」という。）が設置する附属機関及びその他会議（以下「附属機関等」という。）の適正な設置及び効率的な運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 市長の補助機関又は委員会等の事務局職員以外の者を構成員に含み、市の執行機関からの諮問、依頼等により、当該内容についての調査審議等を経て合議体としての意思決定を行い、当該執行機関に対して答申、報告等を行う会議等であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項により、法律又は条例により設置されたものをいう。
- (2) その他会議 前号に規定する附属機関を除き、市長の補助機関又は委員会等の事務局職員以外の者を構成員に含め、執行機関が設置した会議等をいう。
- (3) 学識経験者 附属機関等の委員のうち、執行機関がその者の専門的な資格、知識、経験その他これらに類するものに着目して選任する者をいう。
- (4) 学識経験者以外 附属機関等の委員のうち、前号に規定する学識経験者を除く者をいう。
- (5) 報償 その他会議に出席する対価として委員に支払われる金員をいい、交通費等の費用弁償を含むものとする。

（附属機関等の設置の原則）

第3条 執行機関が附属機関等を設置するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 設置に当たっては、担当事務と必要性を十分に勘案すること。
- (2) 附属機関等の委員定数は、当該附属機関等の運営の効率性と調査審議等の実効性を両立させるための最小限のものとする。
- (3) 設置目的が臨時的なものについては、設置期限を明らかにすること。

（委員の選任）

第4条 附属機関の委員は、三田市市政への市民参加条例（平成26年三田市

条例第33号)に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意して、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第2条の2に規定する区分に応じて、選任することとする。

- (1) 当該附属機関の担当事務等を踏まえて、適正かつ充実した調査審議等を行えること。
- (2) 附属機関の委員として市民団体に推薦を依頼する場合は、当該市民団体の代表者に限定せず、当該市民団体のうち、最適者の推薦を要請すること。
- (3) 附属機関の委員の男女別の割合は、そのいずれもが委員総数の3割を下回らないよう努めること。
- (4) 法令に定めるものを除き、附属機関の委員には、市議会議員及び市職員を選任しないこと。
- (5) 学識経験者以外の委員は、通算3期を超えて再任しないこと。

2 前項の規定は、その他会議の委員の選任について準用する。

(報償の基準)

第5条 その他会議の委員の報償は、当該その他会議の担当事務等を勘案して、附属機関の委員の報酬額を参考に、執行機関が定めるものとする。

(附属機関等の見直し)

第6条 附属機関等のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、当該附属機関等の廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により存続の必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発で、設置根拠が乏しいもの
- (4) 他の手段により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の三田市附属機関等の適正な設置等に関する要綱第4条及び第5条の規定により選任された委員につ

いては、この要綱による改正後の三田市附属機関等の適正な設置等に関する要綱第4条の規定により選任されたものとみなす。

(市民意見の募集手続(パブリックコメントの手続)に関する要綱の廃止)

- 3 市民意見の募集手続(パブリックコメントの手続)に関する要綱(平成17年4月1日施行)は、廃止する。